

広島市条例第26号

令和8年3月27日

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和43年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「特定用途をいう」を「特定用途をいい、共同住宅を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。